

平成九年厚生省令第六十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項及び第四項の規定による届出に関する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号）附則第二条第三項及び第四項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項及び第四項の規定による届出に関する省令を次のように定める。

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。以下「改正政令」という。）附則第二条第三項の規定による届出（同条第一項に規定する特定ごみ処理施設に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該施設において処理する一般廃棄物の種類

三 設置の場所

四 処理能力

五 処理方式、構造及び設備の概要

六 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法

七 ばいじん及び焼却灰の処分方法

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

二 当該施設の維持管理に関する計画書

三 処理工程図

四 当該施設の付近の見取図

第二条 改正政令附則第二条第三項の規定による届出（同条第二項に規定する特定産業廃棄物焼却施設に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該施設において処理する産業廃棄物の種類

三 設置の場所

四 処理能力

五 処理方式、構造及び設備の概要

六 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法

七 ばいじん及び焼却灰の処分方法

2 第一条第二項の規定は、前項の届出書について準用する。

様式第一号（第一条、第三条関係）

様式第一号（第一条、第三条関係）（表面）

特定ごみ処理施設使用届出書
届出書提出者
氏名
住所
電話番号
届出する一般廃棄物の種類
設置場所
届出年月日
処理能力
処理方式、構造及び設備の概要
事務処理欄

（裏面）

排ガスの処理方法
排灰の処理方法
ばいじんの処分方法
焼却灰の処分方法
添付書類及び図面
備考

様式第二号（第二条関係）（表裏）

特定産業廃棄物焼却処理届出書	
年 月 日	
焼却処理場名称 （市県又は区名）	焼却 届出者 住 所 氏 名 印 （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号
産業物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和第三十二号）第三項の規定により、処理数量及び回数を含めて、特定産業廃棄物焼却処理の使用について届け出ます。	
処理する 産業廃棄物の 種 類	
設 置 場 所	
※届 出 年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	日 / 日 t / 日 () 時間 t / 時間
処理方式、焼却 及び処理の概要	
※事 務 処 理 場	

(日本工業規格 A列4番)

(表裏)

排水の処理方法			
焼却処理場の 区分	特別管理 産業廃棄物 の区分	自家処分	委託処分
	特別管理 産業廃棄物 の区分	自家処分	委託処分
焼却処理場の 区分	特別管理 産業廃棄物 の区分	自家処分	委託処分
	特別管理 産業廃棄物 の区分	自家処分	委託処分
焼却処理場 及び設置 場所	1. 当該焼却場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造 図及び設計計算書 2. 当該焼却場の焼却管理に関する計画書 3. 処理工程図 4. 当該焼却場の付近の見取図		
備考	1. ※の欄は記入しないこと。 2. 排水、排水の処理方法については、その概要を記入するとともに、図表 に処理系統図を示すこと。		